令和８年度芦屋市私立保育所等物価高騰対策支援金支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、物価高騰等により食材料費が上昇し影響が生じている市内で事業を実施する保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は幼稚園（以下「保育所等」という。）に対し、令和８年度芦屋市私立保育所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することで、安定した保育を継続的に提供できるよう支援することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　保育所　子ども・子育て支援法(平成２４年法律第６５号。以下「法」という。)第７条第４項に規定する保育所のうち、国及び地方公共団体以外の者が市内に設置するものをいう。

(2)　認定こども園　法第７条第４項に規定する認定こども園のうち、国及び地方公共団体以外の者が市内に設置するものをいう。

(3)　小規模保育事業所　法第７条第７項に規定する小規模保育事業を行う事業所のうち、国及び地方公共団体以外の者が市内に設置し、かつ、法第２９条の規定による地域型保育給付費の支給を受けるものをいう。

(4)　幼稚園　法第７条第４項に規定する幼稚園のうち、国及び地方公共団体以外の者が市内に設置し、かつ、法第２７条の規定による施設型給付費の支給を受けるものをいう。

（支援対象者）

第３条　支援金の支給を受けることができる者は、市内で事業を実施する保育所等を運営する者とする。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、２００円×利用定員×１２ヶ月（ただし、給食提供日が週４日の場合は利用定員に１００分の８０を乗じて得た額とする。）とし、利用定員は令和８年４月時点のものとする。

（支援金の支給申請）

第５条　支援金の支給を受けようとする事業者は、令和８年度芦屋市私立保育所等物

価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の支給）

第６条　市長は、前条に規定する支給申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、支援金の支給決定を行い、令和８年度芦屋市私立保育所等物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第２号）により通知するとともに、支援対象者が指定する口座に支援金を振り込む方法により支援金を支給し、適当と認めない場合は、理由を付記した書面により通知するものとする。

（支給決定の取消し等）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により支援金の支給を受けたとき。

(2) その他市長が支援金を支給することが適当でないと認めたとき。

２　前項の場合において、市長は当該取消しに係る部分に対し既に支援金が支給されている場合には、その返還を命じるものとする。

（報告及び調査）

第８条　市長は、この要綱の実施に必要な限度において、支援対象者に対し報告を求め、又は職員を事業所等に立ち入らせて調査させることができる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年９月１７日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの支援金を受けた者に対する第７条及び第８条の規定は、なおその効力を有する。